



WEDDING & PARTNER

NEWSLETTER

NOVEMBER/DECEMBER 2021

弊社が発行するニュースレターは税務関連の情報提供を目的としており、個別の相談に代わるものではありません。従って、ニュースレターの内容に関するご質問並びにご相談は、別途弊社ジャパンデスクまで直接ご連絡いただければ幸いです。

1. 飲食店におけるVAT税率引き下げの延長

コロナ税務支援法に基づき、2020年6月よりレストランなどの飲食店での食事に課せられるVAT税率が通常の19%から7%へ引き下げられました。(2020年7月1日~2020年12月31日までの期間は5%)。この特別軽減税率の適用期間は2020年7月1日から2021年6月30日までを予定していましたが、第三次コロナ税務支援法に基づき、適用期間が更に2022年12月31日まで延長されました。

この特別軽減税率はレストランやインビス(軽食用のスタンド)だけではなく、食料品スーパーマーケットやケータリングサービス、ベーカリー、精肉店などで食事が提供される時にも適用されます。この場合は提供する食事が、すぐに食べられる状態のものであることが前提条件となります。2023年1月1日からは再び従来の税率にもどる予定です。

⇒ 上記の特別軽減税率は、飲み物には適用されません。食事と飲み物がセットで提供される場合、一律で値段の30%を飲み物、70%を食事提供と見なすことを認めています。

2. 税務における繰越欠損金限度額の引き上げ

2020年の税法措置により、2020年・2021年における所得税・法人税の欠損金の繰戻限度額が、単身申告では100万ユーロから500万ユーロ、合算申告では200万ユーロから1千万ユーロへ引き上げられました。これにより、コロナ危機による損失額を前年度の利益と相殺し、税還付を受けることが可能となります。ただし、事業税は繰戻ができませんのでご注意ください。

2021年3月10日に発表された第三次コロナ税務支援法においては、2020年と2021年に引き上げられた繰戻限度額が、更にその2倍にまで引き上げられることが決まりました。これにより、単身申告(もしくは法人)では1千万ユーロ、合算申告では2千万ユーロまでの繰り戻しが可能となります。加えて、2021年の税額査定においては暫定的な繰戻損失を考慮することが認められています。ただしこの場合には、2021年の予定納税額が0ユーロに引き下げられていることが前提条件となります。また、更なる措置として、税額査定後の追徴に関する支払猶予申請が簡易化されました。

3. 事業税の予定納税減額

2020年春、各州の最高税務局は、コロナ危機によって直接甚大な影響を受けた企業に対し、各管轄税務署での事業税の予定納税減額申請を認めました。本来この特別規則は2020年12月31日までの実施を予定していましたが、2021年1月25日の決議により、2022年6月30日まで延長されることになりました。

各税務局は、この減額申請に関して特に厳格な精査をしないとされており、企業が実際の財政的被害について厳密な金額を算出できない場合などでも申請が可能です。

⇒ コロナ危機によって経済的に直接大きな影響を受けた納税義務者は、2022年6月30日までに状況説明をした上で、2021年所得税・法人税の予定納税額調整申請をすることが可能です。事業税と同じく、厳格な精査などはありません。

4. 第3次橋渡しの経済支援プラスと新事業立上経済支援プラス

政府による更なるコロナ救済措置の一環として、2021年7月から12月の期間を対象に第3次コロナ橋渡しの経済支援プラス、ならびに新事業立上経済支援プラスの導入されました。これらの支援は返済不要の特別手当として支給されるもので、申請期間は現時点で2022年3月31日までとなっています。

◆ 申請条件

第3次橋渡しの経済支援プラスは、第3次橋渡しの経済支援と同じく、年間売上が7億5千万ユーロ以下であり、且つ少なくとも申請対象期間のいずれかの月の売上が2019年の同月と比較して30%以上落ち込んでいる企業を対象としています。ただし、小売業や卸売業、イベント・カルチャー業界や飲食店などの特定の企業のうち、閉店を余儀なくされた企業については7億5千万ユーロの基準額を満たさない場合でも申請が可能です。

上記に加え、2020年2月29日もしくは2021年6月30日までの期間に最低1人の従業員がいたことが前提条件となっています。自営業者や自由業者においては、自身が専業で業務を行っている場合でもこれに当てはまります。

◆ 支援金額

第3次橋渡しの経済支援プラスは、別途規定されている各種固定費(例:光熱費を含む家賃や借地料、クレジットの利息、ライセンス利用料、保険料、人件費など)を補う手当です。助成金額は2019年の同月と比較した売上減少率によって下記のように決定されます。

売上が70%を超えて減少

→ 固定費用のうち100%

売上が50%以上70%以下減少

→ 固定費用のうち60%

売上が30%以上50%未満減少

→ 固定費用のうち40%

売上が30%未満減少

→ 助成金なし

また、企業、自営業者ならびに専業自由業者は、月々の売上において50%以上の落ち込みが確認された場合、更に自己資本手当を受け取ることが可能です。

5. 新事業立上経済支援プラスに関する特記事項

アーティストやモデレーターなど特定の専業自由業者は、業務に関する固定費用が少ないことから橋渡しの経済支援の対象とならない可能性があります。新事業立上経済支援プラスは、その穴埋め的な制度であり、専業自由業者や従業員のいない資本会社などが、2019年の売上を基準にして申請することができます。申請すると、2021年7月～12月の期間に4,500ユーロを受給することが可能です。

6. 透明性登記簿

透明性登記簿とは、マネーロンダリング防止法(犯罪収益防止法)に基づき、銀行・保険会社や仲介業者などが、企業や公益法人において誰が実際に経済的な権利を有しているのかをより早く正確に情報を入手できるよう導入されたものです。企業や社団は原則的に、このような経済的権利保有者(特に株主)を透明性登記簿に登録しなければなりません。これまでこの情報が商業登記簿や社団登記簿など公共の登記簿で開示されている場合には、透明性登記簿への登録は省略可能であるとされていました。

しかし、2021年8月1日に施行となった透明性登記簿および財務情報法により、現在はすべての登記企業、及び社団(社団については、緩和制度が適用)の透明性登記簿への登録が義務付けられています。

これまで登録義務がなかった企業や社団については、下記の期限までに登録する義務があります。

- ・ 株式会社、欧州株式会社および株式合資会社は2022年3月31日まで
- ・ 有限責任会社、組合、欧州組合や人的会社は2022年6月30日まで
- ・ その他(社団など)は2022年12月31日まで

上記の登録期限は、これまで登録を義務付けられていなかった企業にのみ適用されます。新しく設立された企業については、速やかに登録する義務がありますのでご注意ください。

⇒ 登録義務に違反した場合、通常100ユーロから500ユーロの罰則金が課せられます。ただし登録義務違反が複数回に及ぶ場合には罰則金が大幅に引き上げられ、この場合の罰則金はそれぞれの状況や売上など複数の要素をもとに算出されます。

7. コンピューターおよびソフトウェアにおける減価償却の簡易化

コンピューターおよびソフトウェアの耐用年数はこれまで3年と規定されていましたが、今後は1年に変更されます。これにより、2021年1月1日以降に購入された特定のデジタル固定資産については、購入年度内で完全に償却することが可能となりました。また、2020年12月31日時点で完全に償却されていないデジタル固定資産についても、2021年1月1日以降に始まる年度内で完全に償却することが認められています。

この簡易化の対象となるものには例として、コンピューターハードウェア、ソフトウェア、モニターなどの付属品や、記録メディアやプリンターなどが挙げられます。また、ソフトウェアにはシステムソフトウェアやアプリケーションソフトウェアのほか、MS Dynamics NAVやSAPなどのERPプログラムなども含まれます。

⇒ 例：自営業者Aが2021年3月1日に新しく2,500ユーロのノートパソコンを購入しました。ノートパソコンの値段は少額資産限度額の800ユーロを超えているため、一括償却の対象にはなりません。しかしノートパソコンはデジタル固定資産に含まれるため、今回の新規則により、2021年で完全に償却することが可能です。従来のように購入金額を利用年数に分配して年度ごと償却する必要はなくなります。また、2020年以前に購入したデジタル固定資産の償却額が残っている場合には、残額すべてを2021年で償却することが可能です。

8. 付加価値税デジタルパッケージの更なる変更点

2021年7月1日より施行された第二次付加価値税デジタルパッケージによって、EU内で国境を越える個人消費者への配送に関する規則が変更されました。新規則では従来の売上限度額が廃止され、EU加盟国内における売上合計10,000ユーロが新たな限度額として規定されています。この限度額は従来のように国ごとで異なるものではなく、EU加盟国全体における個人消費者に対するすべての売上を対象としています。

この限度額を超える商品取引については、消費者の居住国での課税対象となるため、これまでは販売事業者がそれぞれの国で税番号を取得し、納税しなければなりません。しかしこの手続きは、この度導入された通称「ワンストップショップ手続き」によって不要となります。新規則では、国を問わず共通して、申告書をオンラインで提出することが義務付けられています。課税期間は四半期毎で区切られ、課税期間終了後1か月以内に申告書の提出および支払い手続きを行う必要があります。また、手続きの際にはそれぞれの国の税率を考慮しなければなりません。

更に第三国への商品配送については、同じく2021年7月1日より22ユーロの輸入非課税枠が廃止となりました。今後は、第三国へのすべての商品配送に関して通関申告書を提出し、輸入税を支払わねばならなくなります。

⇒ 上記は新規則の概要のみとなっています。詳細については別途お問い合わせください。

9. 記帳義務の基準となる売上限度額の変更

不慮の記録消去などの事態を避けるため、2020年9月より電子レジスターや販売記録機器には政府認証のセキュリティ装置(TSE)を導入するよう義務付けられていました。

新たな電子機器への対応も踏まえ、レジスター安全条例は2021年5月21日に改定され、2024年1月1日以降、下記の追加報告を定めています。

- ・ 電子記録機器および保全モジュール機器の製造番号
- ・ レジスター安全条例第2条第2文7号に定められた、TSEによって付与される88桁のコード
- ・ 取引に対して、保全モジュールで設定された連続した、他と識別可能な番号

ただし駐車場内のレジや駐車券発券機、スロットなどのギャンブル筐体、電気自動車やハイブリッド車の充電ステーションは条例の対象から除外されています。

10. 接待交際費に関する新規則

税務当局は2021年6月30日付けの通知で、娯楽事業における接待交際費に関する税務上の取り扱いについて新たな規則を公表しました。業務上の理由により社外から接待を受けた場合にはその70%が控除可能であり、仮払VATについては、税務署に対して100%還付申請を行うことが可能です。控除の際には請求書に加えて、場所、日付、参加者および接待理由と経費の金額についての接待届が必要となります。またこの際、レストランが電子レジスターシステムを導入している場合は、レジスター安全条例が定める全ての情報が接待費用の請求書に記載されていないことにご留意ください。

特に政府認証のセキュリティ装置(TSE)の取引番号と、電子記録システムや安全モジュールの製造番号の情報は必ず含まれていなければなりません。仮にこのセキュリティ装置(TSE)が正常に機能しておらず、どうしても上記の記載が表示できない場合は、少なくともその旨を請求書上に記載されなければなりません。

⇒ 接待交際費控除の証明は、電子証明でも対応可能です。2022年12月31日までに発行された証憑については、上記レジスター安全条例に基づく記載がなくとも、事業経費として控除が可能です。

11. 勤務地に関する新たな判例

いわゆる第一勤務地を定義する際は、被雇用者がその勤務地への移動費を通勤費として取り扱うことが可能か否かをもって判断されます。通勤費として取り扱うことができない場合は、出張扱いとなり、原則的には往路と復路に関わる費用、また日当手当を請求することが可能です。また、第一勤務地とは、原則的に被雇用者が恒久的に配属されている企業の施設であることが条件となっています。しかし連邦財務裁判所による第一勤務地における判例が2020年だけでも多数あったことから、第一勤務地の判断は今もなお非常に難しいです。

例えば、短期間のみ配置され、業務を行った場合においては(例えば救急救命士が救護所で働く場合など)、その勤務地が恒久的に配属されている企業の施設であれば、出張とはみなされないケースも出てきます。連邦財務裁判所ではこの原則を厳格に区別しており、第一勤務地以外での社外活動でのみ旅費(往路および復路の経費)や日当を適用することが可能と定めています。

注)日当は8時間以上の出張に対して適用され、最大3カ月間の支給が可能です。日当の非課税枠の金額は現在のところ下記のように定められています。

8時間から24時間以内の出張の場合 (もしくは宿泊出張の際の出発日及び帰着日)	14ユーロ
24時間以上の出張の場合	28ユーロ

外国へのお出張の際にはそれぞれの国に応じた非課税枠が定められており、その金額は連邦財務局のホームページで確認できます。この非課税枠については、毎年見直しが行われますが、2022年については2021年の金額が引き続き適用されています。

12. 日当手当の減額

連邦財務裁判所による最新の判例によると、第一勤務地を持たない従業員に対して、会社から食事が提供される場合は、日当額を減額しなければなりません。

◆ 集合場所までの通勤

第一勤務地を持たない従業員が、毎日同じ場所に集合し、そこから業務を行う場所へ向かう場合(例えば建築会社の従業員が一度どこかに集合したのちに建設現場へ向かうなど)は、その集合場所までの通勤費はマイレージ計算法を適用し経費として控除することが可能です。

◆ 従業員を海外の子会社に派遣する場合

親会社が従業員を海外の子会社へ長期派遣させる場合は、その受け入れ先が第一勤務地となります。これにより、受け入れ先の子会社が現地の家賃補助の支給を行った場合は、家賃補助を給与として考慮することが可能です。ただしその家賃補助による所得の増加は累進課税の対象となり、税率が上がる可能性もありますのでご注意ください。

13. 記帳義務を判断する売上基準額の変更

2021年6月2日に公布された源泉税軽減近代化法の枠内で、記帳義務の判断基準の一つである年間売上金額の取り扱いが変更となりました。

基準となる年間売上金額自体は従来と同じく60万ユーロのままですが、新規則では売上金額算出の際に、非課税の売上がほぼ除外されることとなりました。これにより、非課税の売上がある企業にとっては基準となる売上金額が事実上引き上げられることとなります。この新規則は2021年1月1日以降に始まる事業年度から適用となります。

また、記帳義務に関しては上記の年間売上基準のほか、6万ユーロの収益基準についても留意する必要があります。このどちらかの基準を超過し、記帳義務が発生した際には、税務当局から通達を送られ、記帳義務は税務署からの通達があった翌年度から発生します。

14. 税務におけるホームオフィスの取り扱い

終息の兆しを見せないコロナ禍の状況を理由に、2021年度も引き続きホームオフィス一律控除額の適用が可能です。本来ホームオフィスに関わる費用を税務上考慮するには税法上の基準に則った仕事部屋が必要でしたが、ホームオフィス一律控除額の適用は、仕事部屋がないままホームオフィスで業務を行っている就労者でも可能なため、有益な決定となります。

ホームオフィスで業務を行った日数のうち最大120日について、一律で一日5ユーロを経費として控除することが可能です。これは、業務をホームオフィスで行った日だけに適用されます。一方、ホームオフィス一律控除額を適用した日数については通勤がなかったということになるため、マイレージ計算法による通勤一律控除額を考慮することができません。ただし、公共交通機関の年間定期券などにかかる費用は、ホームオフィス一律控除額の有無に関わらず考慮することが可能です。

15. ホームオフィスにおける社用車の利用

従業員が社用車をプライベート使用する場合、その利用分に対していわゆる1%ルールが適用されます。この1%ルールにおいては、税込新車価格の1%に加え、職場と自宅間の毎kmにつき税込新車価格の0.03%が毎月、現物支給とみなされ、課税されます。

コロナ禍により従業員がホームオフィスで業務を行った場合、実際には社用車を通勤で利用していないにもかかわらず、税負担が変わらないという問題が発生します。

この問題は、個別評価を利用し、実際に通勤した日数のみについて毎kmごと税込新車価格の0.02%を考慮することで解消できます。その場合、従業員は雇用者に対して実際に走行した距離と日付を毎月申告する必要があります。この個別評価は年間最大180日までが考慮可能です。

⇒ コロナ禍を理由に従業員のホームオフィスで働く機会が以前よりも増えている場合は、個別評価によって従業員の税負担を軽減できる可能性があるため、一度状況を精査することをお勧めします。詳細については別途お問い合わせください。

16. コロナ危機非課税手当の対象期間延長

コロナ税務支援法の枠内で、2020年3月1日から2020年12月31日の期間中、従業員に対して1,500ユーロの賃金税および社会保険料免除の手当を支給することが認められています。この対象期間は現在、2022年3月31日まで延長となりました。

このコロナ危機非課税手当は、従業員が直接コロナ禍の被害を受けたかどうかを支給基準としていないため、職種や業務内容に関わらず支給が可能です。前提条件としてこの非課税手当が通常の給与に上乗せして支払われていること、および支給理由が給与計算システム上に記録されていることにご留意ください。

【税務アドバイス】

コロナ危機非課税手当をまだ全く支給していない場合や、まだ限度額まで支給していない場合、今からでも申請が可能です。

17. マイレージ計算法による通勤一律控除額とモビリティボーナス

2021年より、マイレージ計算法によって計算される通勤一律控除額の規則が新しくなりました。更に、モビリティボーナスと呼ばれる特別手当も導入されています。

通勤に関する一律控除額は、これまで片道通勤の毎kmにつき0.3ユーロと規定されていました。この金額が2021年より21km以上については毎kmにつき0.35ユーロ、2024年から2026年は0.38ユーロへと引き上げられ、2027年からは再び毎kmにつき0.30ユーロに引き下げられる予定です。また、この引き上げは事業主や二重家計の場合にも適用可能です。

パートタイム勤務などの低所得者層で所得が基礎控除額を超えない場合、通勤に関する一律控除額が引き上げられても、課税所得がないため意味をなさないという問題が発生します。こういった低所得者層のために、2021年から2026年にモビリティボーナスが支給されます。このモビリティボーナスでは、21km以上の通勤一律控除額のうち、税負担軽減に繋がらなかった金額の14%が支給されます。モビリティボーナスは10ユーロを超える場合のみ申請可能で、査定年度終了後、申請によって発行される査定書によって確定されます。

18. 社用車取得における従業員負担

社用車を取得する際に従業員が購入費用の一部を負担した場合、その負担分を課税対象額から差し引き、更に残額がある場合には翌年に繰り越すことが可能です。この繰越に関して連邦財務裁判所は、従業員負担額を車両利用期間内で均等に分けなければならないとの見解を示しました。

⇒ このテーマについてのより詳しい説明が、弊社ニュースレター2021年7月8月号に記載されています。是非ご覧ください。

19. 2021年からの転居費用一律控除額の引き上げ

業務上の事由による転居費用は経費として控除可能です。更に、雇用者はこの費用を賃金税および社会保険料免除の給与として支給することが認められています。業務上の事由には例として転職、転勤や二重家計などが挙げられます。また、転居費用には輸送費、移動費、家賃の二重払い、アパートの仲介手数料のほか、その他の支出も含まれます。ただし、例として挙げられた費用が全額控除可能である一方、その他の支出については控除額が下記の通り一律で定められており、これを超える支出を控除するためには、原則としてそれぞれの支出に関する請求書が必要となります。

- ・ 2021年3月31日以前 860ユーロ
- ・ 2021年4月1日以降 870ユーロ
- ・ 2022年4月1日以降 886ユーロ

その他、一律で定められている控除額は以下の通りです。

	2021年3月31日以前	2021年4月1日以降	2022年4月1日以降
家族(配偶者、子ども)がともに転居する場合 家族ひとりにつき	573ユーロ	580ユーロ	590ユーロ
転居前や転居後に自身の住居をもたない場合 (長期的にホテルに滞在する場合など)	172ユーロ	174ユーロ	177ユーロ
連邦州を越える転居により、子どもの補習授業が必要となる場合 子どもひとりにつき	1,146ユーロ	1,160ユーロ	1,181ユーロ

これらの一律控除額の決定においては、家財を運び入れる前日が基準日となります。

20. 操業短縮手当の監査

操業短縮手当の支給は、受給条件の精査に先立って行われます。したがって、受給条件が実際に満たされていたかどうか、支給金額が適切であったかどうかなどについては、支給後に監査が行われることになります。原則として、監査では無作為に選出された一部の企業のみが対象となるのではなく、操業短縮手当を申請した全ての企業について行われます。

監査の際には、就労時間に関する記録や操業短縮導入における雇用条件、新規雇用があった場合には操業短縮が本当に必要であったかどうかなど、すべての必要情報が提出されなければなりません。監査は原則として労働局で行われますが、提出された資料が整合性に欠ける場合などには、監査対象となる企業の事務所や顧問税理士の事務所などで行われることがあります。

操業短縮手当を規定よりも多く受給していた場合には、規定金額を超えて受給した分を返済しなければなりません。反対に、規定よりも少なく受給していた場合には追加での受給が可能です。

規定よりも多く受給していた場合には、申請の際に明記した情報などに不正がなかったかどうか審査されます。この際に、わざと事実と異なる情報を申告していたと見なされた場合には刑事責任が問われます。誤った情報で申告してしまった場合には、監査までに修正することが可能です。

監査における必要資料の提出には細心の注意が必要となります。特に時短勤務を強いられた全ての従業員の就労時間記録などは、操業短縮手当の受給中から正確な資料を作成しておくことをお勧めします。

⇒ 操業短縮手当を申告した当月から受給するためには、管轄労働局へ月末までに休業の届け出を提出しなければなりません。また、企業が支払った操業短縮手当の還付を受けるためには、明細を管轄労働局へ3か月以内に提出する必要があります。(例:3月支給の操業短縮手当に関しては、申請書と明細を6月末までに提出)

21. 商品券や金券などにおける非課税扱いの現物支給について

これまで従業員一人につき月額限度額44ユーロまでの現物支給については、非課税且つ社会保険免除にて支給することが可能でした。2022年1月1日からは、この限度額が月額50ユーロまで引き上げられます。この限度額を1セントでも超えると全額課税対象となるというルールには引き続き変更がありませんので留意が必要です。

また、2022年1月1日からは、商品券や金券などの現物支給においてルールが変更となっております。これまで常に、商品券や金券が月額限度額の44ユーロ(2022年1月1日からは50ユーロ)の現物支給として取り扱い可能か否かが問われてきましたが、連邦財務省は2021年4月13日の通達で新たな見解を示しました。

その見解によると、商品券や金券は、商品や役務が特定できるものであること、また公正取引法の定める枠内であることが求められており、詳細は下記のとおりとなっています。

- ・ 特定の店舗や地域で使用できるもの
- ・ 特定の商品に使用できるもの(例:給油券、図書券、映画のチケット等)
- ・ 非課税支給や社会保険免除を目的としているもの(例:昼食券等)

対象となる商品が限定されていない商品券や金券は、上記の見解により今後非課税扱いの現物支給としては認められなくなりますが、移行期間として2021年12月31日までは、これまでのルールを適用することが可能です。換金可能な商品券や金券についてもこれまでとは違い、今後は常に課税対象として取り扱われることになります。

⇒ 特定の商店や施設で利用できる商品券には、このルールが適用できます。2022年からは、雇用主として、地域限定の小売店やガソリンスタンドまたは特定の商品のみ購入可能なオンラインショップの商品券や金券を選択する必要があります。いわゆるアマゾン商品券等の支給は、賃金税や社会保険料の追徴につながる恐れがあるため注意が必要です。

22. 2022年基礎控除額の引き上げ

第二の家族負担軽減法に基づき、2022年からは、基礎控除額が9,744ユーロから9,984ユーロへ引き上げられます。これにより、いわゆるコールドプログレッション(Kalte Progression:たとえ昇給しても税率変更やインフレ率変動の影響で生活水準が上がらない状態)も改善される見込みです。

23. 社内イベントに従業員が欠席した際の税務上の取り扱いについて

祝賀などを目的とし従業員を集めて行う社内イベントは、年二回、及び各イベントにおいて従業員一人につき110ユーロまで非課税となっています。社内イベントにおいては、どのようにして総コストから従業員一人分のコストを算出するかが常に問題となります。

社内イベントにおける従業員への支給内容は、飲食、たばこやお菓子等の嗜好品、イベント費用など多岐に渡りますが、たとえ従業員の一人が急遽欠席となった場合も、雇用主が負担するコストは変わりません。

最近の連邦財務裁判所による判例では、上記のような場合において欠席した従業員分のコストを参加した従業員のコストとして振り分けるべきか否かについて協議されました。もし、欠席者がでることでコスト配分が変動するのであれば、場合によっては一人当たりのコストが限度額を超える可能性も出てきます。そのため連邦財務裁判所は、たとえ欠席者が出ても、その欠席した従業員分もコスト配分に含めなければならないという見解を示しました。

⇒ 万が一、限度額を超えてしまった場合は、現物支給としての一括課税が可能です。雇用主はいずれにせよ、キャンセル不可の申請条件や一定の締め切り等を設定し、突然の欠席を避けるための管理に努める必要があります。

24. 追徴・還付にかかる年間利率(6%)に対する違憲判断

個人所得税・法人税・事業税および売上税に関連する追徴および還付金には15ヶ月にわたる無利子の免責期間を過ぎると年間6%(月0.5%)の利子が課せられます。この利子の利率は、何年もの間改定されておらず、低金利時代の今現在でもなお変更されていないため、連邦憲法裁判所は、2014年1月1日以降の利率が0.5%とされているのは違憲であるとの判断を下しました。

連邦憲法裁判所は2022年7月31日までに新規則を制定するよう取り決め、2018年12月31日までの期間については従来の規則を適用し、2019年以降は、その新規則を遡及して適用するよう決めました。なお、新規則の内容については、現在もまだ協議中となっています。

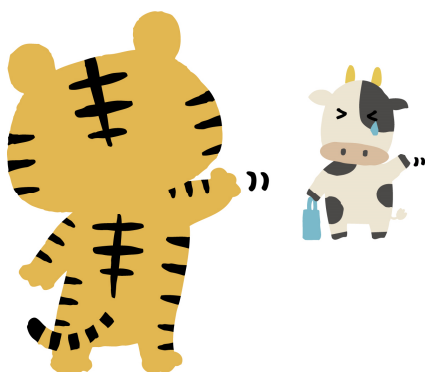
⇒ 2019年以降の利子確定書には、それが暫定的なものであることを示す注記が記載されることになり、新規定の発表と同時にその注記に基づいて確定書が訂正される予定です。万が一、その注記の記載が漏れている場合は、自動的に旧規則が適用される可能性があるため、異議申し立てを行い、追記してもらう必要があります。

25. 2021年度税務申告の提出期限について

2021年度個人所得税申告の申告期限は、原則的に2022年7月31日と定められています。税理士を通じて申告する場合は、申告期限が2023年2月28日となります。なお、この申告期限については、未だ暫定的なものであり、延長の可能性もありますので留意が必要です。

なお、税理士を通じて申告する2020年度個人所得税申告については、提出期限が3か月延長となりました。その場合の申告期限は2022年5月31日となります。

⇒ 操業短縮手当がある場合、いわゆる累進課税により税率が上がります。少なくとも操業短縮手当が410ユーロを超える場合は、個人所得税申告の義務が発生する場合がありますので留意が必要です。



2021年もまもなく終わろうとしております。今年一年ご厚誼を賜り、誠に有難うございました。2022年も倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い致します。2022年の皆様の健康と幸せをお祈り申し上げます。

ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Steuerberatungsgesellschaft mbH
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 2970313
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de